

令和6年12月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和6年12月10日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 庁舎2階 第1・2委員会室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	安藤 吉孝	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 非農地証明願の承認について

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直
係長 今村 翔太
参事 後藤 健一

事務局 定刻前ではございますが、本日の出席者は14名、全員出席です。

農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会の成立を報告いたします。

それでは、高崎会長より御挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、本総会に出席していただき、ありがとうございます。

今年も、もう12月に入り、あと3週間余りとなりました。

大変忙しく慌ただしい時期となりました。

今年を振り返りますと、米は価格が良かったですが、ほかの作物は一部価格も低迷し、猛暑により高温障害とか、資材の高騰などにより、なかなか収入もあまり上がらなかった状況かと思えます。

特に畜産におきましては、黒毛和牛は今年も価格の低迷が続いております。

また、それに対し経費も飼料作物代等が上がっていき、経営も厳しい状況が続いているかと思えます。

全体的において、今年も厳しい状況かと思えます。

来年は、よい年になるように願っているところであります。

今回の総会におきましては、3条、5条、その他いろいろ審議する項目がありますが、また皆さんと一緒に審議の上、進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

それでは、12月の案件に入っていきたいと思えます。

会議規則第4条の規定により、会長が議長とありますので、会長に議長をお願いいたしたいと思えます。

議長 それでは、進めていきます。

「議第39号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名委員ですが、こちらから指名させてもらってよろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、今回は5番委員、6番委員にお願いします。

「報告第10号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは相続ですね。これは事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、4ページから5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続です。

補足資料は、5ページの赤枠で囲ってある筆です。

事務局からの説明は以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは相続ですので、次に移りたいと思います。

次、「議第40号」

事務局	農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。
議長	はい。これは3条の審議資料です。 まず1番、これは担当委員の9番委員から説明をお願いします。
9番委員	議第40号農地法第3条審議資料7ページですね。 番号1、譲受人、譲渡人、土地の所在地、農地の情報は左記のとおり、増反による親族間の農地の売買です。 補足資料は、7ページ、8ページとなっております。 以上、よろしく申し上げます。
事務局	事務局から補足いたします。 許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議長	はい。今、担当委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。
(複数委員)	ありません。
議長	はい。ないということですので、この議案は可決いたします。 次、2番、これは担当委員の2番委員から説明をお願いします。
2番委員	番号2です。譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおりです。 非農家であり、経営を縮小する必要があるため、農地を売り渡すということです。 補足資料は、9ページから10ページです。 よろしく申し上げます。
事務局	事務局から補足いたします。 許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議長 はい。今、担当委員と事務局から説明がありました。
このことについて、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この2番の議案についても可決いたします。
次、3番、これも2番委員から説明をお願いします。

2番委員 番号3、譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおりです。
譲渡しの理由は、番号2と同様です。
補足資料は11ページから13ページです。
よろしく願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。
許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。
以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。
事務局からの補足は以上です。

議長 はい。3番のことについて、農業委員と事務局から説明がありましたが、この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

事務局 次、「議第41号」
農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。5条の議案ですが、これは私が担当ですので、私から説明させていただきます。

農地法第5条審議資料の1番です。

補足資料は15ページから17ページです。

譲渡人、譲受人、農地の情報は左記のとおりです。

転用理由は、地元で店を開業したいので、店舗兼住宅を建設することです。

場所は、バイパス沿いのところです。

皆さんの審議のほどをよろしくお願いいたします。

事務局 事務局から補足いたします。

許可要件につきましては、申請書に事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無について適当または確実であると判断しています。

また、申請地は第3種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。今、私と事務局から説明いたしました。この件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この件についても可決いたします。

「議第42号」

事務局 非農地証明願の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは非農地証明申請とのこと。1番、これは5番委員から説明をお願いします。

5番委員 議案第42号、非農地証明願の承認について。

番号1でございます。

申請者、その他農地の情報は左記のとおりです。

農地法第2条に規定する農地でない旨の証明申請を受け、現地調査をしたところ、非農地であることを確認しました。

補足資料としまして、19、20ページでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 この1番の件ですが、これは私も一緒に立会いしました。現地はもう機械も入らない場所で、周りも山林ばかりでした。この補足資料の写真を見ても分かるように、進入路も狭く草木が茂り入れないからことから、隣の山の上より写真を写したようなところでした。

事務局 補足で、ここは地方公共団体が、事業を展開するために買収した土地の一部です。

地方公共団体名義の土地です。

議長 いいでしょうか。何か意見はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この土地は非農地として承認したいと思います。

次、2番。これは3番委員から説明をお願いします。

3番委員 番号2号です。

非農地証明願の承認です。

申請者、その他農地の情報は左記のとおりです。

現地立会いは、会長と同行のもと現地調査をいたしました。

非農地であることを確認しております。

補足資料は、21ページから22ページでございます。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 はい。こちらも、担当委員さんと一緒に確認しました。

場所は、宮崎県境のところで、ここも山林、原野に囲まれた、荒れ地でした。

場所も悪いし、機械も入らない。また、土地としては集落より離れた場所なので利便性も悪く、草が生い茂り、雑木も点々とあり農地に戻すのは、無理だと判断しました。

どうでしょうか、皆さん、ご意見、質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この土地も非農地として承認いたします。

次、「議第43号」

事 務 局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。【一般】

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和6年12月10日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。これは基盤強化法の議案ですので、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 事務局から説明いたします。

13ページをお開きください。本案件は、新規の賃貸借権の設定です。

番号1です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、契約期間等はここに記載してあるとおりです。

補足資料は、24ページをお開きください。こちらの赤枠で囲ってある筆が当該地です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。この件について、今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

12番委員 設定を受ける方は、どんな方ですか。

事 務 局 12番委員の御質問にお答えします。

こちらの借受人は、県南地域で冬春トマトを3haほど栽培されている。認定農家です。

近年の猛暑により、平地での栽培期間が短くなったため、高冷地で夏秋トマトを本格的にやりたいということで、農業委員会に相談に来られました。

ちょうどその時、こちらの利用権を設定する者である方がその場におられまして、ハウス付きの農地を探している借受人と、ハウスが空いているという貸付人との間で、お話が決まりました。

新品を建てると、何千万円もかかるので、相互の利害が一致しました。

契約をするに当たって、定款等、全部事項証明書なども取っていますが、もう農業法人を設立されておられます。

4 番委員

今後、こういう事例が多くなると思います。

私の経験上、相手方をちゃんと調べてしてもらわないと、1年とか、2年で耕作しなくなると、貸付人も困ると思います、

そこは、事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員がちゃんと調べて、借り受人が本当にできる相手なのかを確認して、話を進めてもらいたいと思います。

これまでも、契約した後、作付けをしない、また、肥培管理を途中で放棄した結果、農地が荒れて地元農家が迷惑を被る事が幾つかありました。

今後は、多分、夏秋栽培で平野から高冷地へと来る農業者が多くなると思います。

そのときには、相手方をちゃんと調べてもらうようにしていただきたいと思います。

事務局

はい。今、5番委員がおっしゃられたように、私たちもできる限り、地元の農業委員に対し、どういう人が入り作で入るといのかを把握していただけるよう、情報提供を行っていきたいと思っています。

今回は、たまたま、貸す人と借りる人が同時にいて、同席することが、可能だったので話が早く進んだというところもありました。

基本的には、今、5番委員がおっしゃったように、農業をきちんとできる法人なのか、かつ、それを続けていけるのかというところを、まず審査しないとイケませんので、担当農業委員に現状を知ってもらおうということが大切と考えます。

基本的にはそのやり方で私たちも進めていきたいと思っています。

今回の事例に限らず、こういうように、町外から入ってくる農業者が多くなってくると思います。

その際は、地元農業委員、また、ほかの農業委員にも御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長

はい。ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長 はい。ないということですので、この議案も承認いたします。
 これで、今年の議案は全て終わりました。
 今年の農業委員会総会は今回で終わりましたが、まだ任期が3月
 までありますので、また来年もよろしくお願ひします。
 本日はお疲れさまでした。